

## 第四節 定期借地権

第二十二條 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合には、第九條及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。次條第一項において同じ。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

第二十三條 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次項において同じ。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合には、第九條及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

第二十四條 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三條から第八條まで、第十三條及び第十八條の規定は、適用しない。

第三 前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

建物譲渡特約付借地権  
第二十四條 借地権を設定する場合（前条第二項に規定する借地権を設定する場合を除く。において）は、第九條の規定にかかわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきその借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借（借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借）がされたものと

# 定期借地という土地活用をご存知ですか？

定期借地で土地活用すれば、お金がかからず、リスクもありません。  
「大切な土地」を守りながら有効活用できます。

☎ 052-937-2268

不動産のことなら何でもお気軽にご相談ください。

定期借地権事業 不動産有効活用のコンサルタント  
株式会社 自由開発コンサルタント



# 定期借地という土地活用を ご存知ですか？

定期借地で土地活用すれば、お金がかからず、リスクもありません。  
「大切な土地」を守りながら有効活用できます。

- ① 期間終了後、土地は必ず還ってきます。
- ② 前受け地代をまとめて受取ることも出来ます。
- ③ 更地に比べて、税務上のメリットがあります。

## 先ずはご連絡 ください。

# ☎052-937-2268

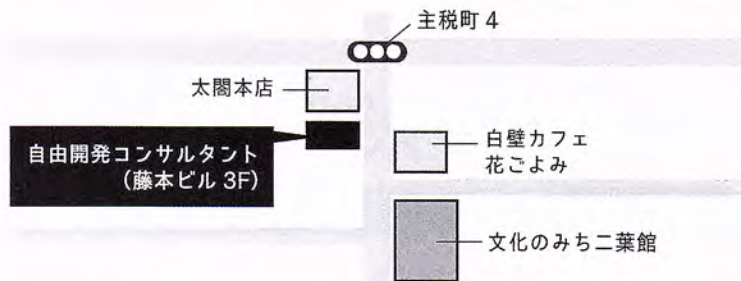
営業時間：10:00~18:00 定休日：毎週水曜・日曜・祝日



定期借地権事業 不動産有効活用のコンサルタント  
**株式会社 自由開発コンサルタント**

国土交通大臣 (1) 第 8488 号  
NPO法人 中部定期借地借家権推進機構

〒461-0018 名古屋市東区主税町4丁目77番地 藤本ビル3階  
(二葉館斜め向い)



古い建物があり解体費に困っている。

相続したけど、共有者がいてまとまらない。

多額の借入をして土地活用をしたくない。

そんなご相談にお応えいたします。

